特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和8年7月9日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	熊谷市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以後「番号利用法」という。）及び個人情報の保護に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・国民健康保険被保険者の資格に関すること。 ・国民健康保険給付に関すること。 ・国民健康保険の保健事業に関すること。 ・出産育児一時金及び葬祭費の支給に関すること。 ・国民健康保険税に関すること。 番号利用法に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 療養の給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務を実施する（国保連への委託）。
③システムの名称	1. 国民健康保険税システム 2. 国保資格管理システム 3. 前期高齢者システム 4. 国保滞納対策システム 5. 国保給付システム 6. 収納管理システム 7. 滞納整理システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 中間サーバー 10. 共通基盤システム（庁内連携システム） 11. 国保総合システム及び国保情報集約システム（※国保中央会） 12. 医療保険者等向け中間サーバー及びオンライン資格確認等システム（※国保中央会及び社会保険診療報酬支払基金） 13. 埼玉県市町村電子申請共同システム（※埼玉県）

2. 特定個人情報ファイル名
（1）国民健康保険税賦課情報ファイル （2）国民健康保険資格管理ファイル （3）前期高齢者管理ファイル （4）国保滞納対策資格状況履歴ファイル （5）国民健康保険給付管理ファイル （6）収納管理ファイル （7）資格情報（世帯）ファイル（※国保中央会） （8）資格情報（個人）ファイル（※国保中央会） （9）世帯所得区分情報ファイル（※国保中央会） （10）国保資格取得喪失年月日連携ファイル（※国保中央会） （11）市町村被保険者ID連携ファイル（※国保中央会） （12）オンライン資格確認等用ファイル（※国保中央会及び社会保険診療報酬支払基金） （13）オンライン申請ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1　個人番号利用の根拠 ①番号利用法第9条第1項 ②同法別表主務省令(「法別表の主務省令で定める事務を定める命令」) 2　根拠詳細(同法別表の項番、同法別表主務省令の条) 第一欄(行政事務を処理する者)及び第二欄(個人番号利用事務)に以下が含まれる項 ①第一欄:「都道府県知事又は市町村長」 　第二欄:「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査に関する事務」 24項　第16条 ②第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 　第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務」 44項　第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	1　情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携の根拠 ①番号利用法第19条第8号 ②同法主務省令(「法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」) 2　情報提供の根拠詳細(同法主務省令第2条の表の項番、同法主務省令の条) 第三欄(情報提供者)及び第四欄(利用特定個人情報)に以下が含まれる項 ①第三欄:「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」 　第四欄:「医療保険給付関係情報」 2項　第4条　、　3項　第5条　、　6項　第8条　、　13項　第15条 42項　第44条　、　48項　第50条　、　56項　第58条　、　65項　第67条 69項　第71条　、　83項　第85条　、　87項　第89条　、　115項　第117条 125項　第127条　、　131項　第133条　、　158項　第160条 161項　第163条　、　164項　第166条　、　165項　第167条 166項　第168条　、　173項　第175条 ②第三欄:「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」 27項　第29条　、　141項　第143条 ③第三欄:「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」 38項　第40条　、　137項　第139条

②法令上の根拠	 ④第三欄:「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」 第四欄:「他の法令による給付の支給に関する情報」 2項　第4条　、　3項　第5条　、　6項　第8条　、　13項　第15条 16項　第18条　、　19項　第21条　、　70項　第72条　、　111項　第113条 116項　第118条　、　131項　第133条　、　146項　第148条　、　158項　第160条 ⑤第三欄:「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」 第四欄:「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」 145項　第147条 3　情報照会の根拠詳細(同法主務省令第2条の表の項番、同法主務省令の条) 第一欄(情報照会者)及び第二欄(特定個人番号利用事務)に以下が含まれる項 ①第一欄:「市町村長」 第二欄:「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」 48項　第50条 ②第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」 69項　第71条 ③第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」 70項　第72条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部　保険年金課、総務部　納税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
―	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111　内線223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市市民部保険年金課国保給付係、国保税係 電話048-524-1111　内線276、248 熊谷市総務部納税課 電話048-524-1111　内線258
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン（デジタル庁）」の留意事項等を遵守している。なお、市町村は住民基本台帳事務において適切にマイナンバーが紐付いているため、国民健康保険に関する事務においてマイナンバーの紐付け登録をするのは住民登録外の者に国民健康保険の資格を付ける場合のみ。申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ住基ネット照会を実施するが、その際、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。複数人での確認や所属長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残す。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	保険年金課　鯨井　敏朗 納税課　新井　好也	保険年金課　高柳　勤 納税課　新井　好也	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成28年10月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（右記の内容を追記）	（別表第二における情報提供の根拠） :第三欄（情報提供者）が「児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項（9の項） :第三欄（情報提供者）が「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項（78の項）	事後	内容の見直しによる追記
平成29年2月20日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険（税）システム 2. 国民健康保険（資格）システム 3. 国民健康保険（給付）システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー	1. 国民健康保険（税）システム 2. 国民健康保険（資格）システム 3. 国民健康保険（給付）システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	国民健康保険制度改革による
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111　内線223	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市市民部保険年金課国保給付係、国保税係、 電話048-524-1111　内線276、248 熊谷市総務部納税課 電話048-524-1111　内線258	事後	本市全体の対応のため
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数及び2. 取扱者数　いつ時点の計数か	2017/2/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月11日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	保険年金課　高柳　勤 納税課　新井　好也	保険年金課　高柳　勤 納税課長事務取扱　清水　敏文（総務部長）	事後	
平成29年7月1日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	保険年金課　高柳　勤 納税課長事務取扱　清水　敏文（総務部長）	保険年金課　高柳　勤 納税課　飯島　誠	事後	
平成30年1月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険（税）システム 2. 国民健康保険（資格）システム 3. 国民健康保険（給付）システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	1. 国民健康保険（税）システム 2. 国民健康保険（資格）システム 3. 国民健康保険（給付）システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数及び2. 取扱者数　いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年10月12日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課　高柳　勤 納税課　飯島　誠	課長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所属長氏名の記載が廃止され役職名の記載に変更されたため
平成30年10月12日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険（税）システム 2. 国民健康保険（資格）システム 3. 国民健康保険（給付）システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保総合システムおよび国保情報集約システム	1. 国民健康保険税システム 2. 国保資格管理システム 3. 前期高齢者システム 4. 国保滞納対策システム 5. 国保給付システム 6. 収納管理システム 7. 滞納整理システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 中間サーバー 10. 共通基盤システム（庁内連携システム） 11. 国保総合システムおよび国保情報集約システム（※国保連合会）	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	Ⅰ　関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	（1）国民健康保険税賦課ファイル （2）国民健康保険資格ファイル （3）国民健康保険給付ファイル （4）国民健康保険収滞納ファイル	（1）国民健康保険税賦課情報ファイル （2）国民健康保険資格管理ファイル （3）前期高齢者管理ファイル （4）国保滞納対策資格状況履歴ファイル （5）国民健康保険給付管理ファイル （6）収納管理ファイル （7）資格情報（世帯）ファイル（※国保連合会） （8）資格情報（個人）ファイル（※国保連合会） （9）世帯所得区分情報ファイル（※国保連合会） （10）国保資格取得喪失年月日連携ファイル（※国保連合会） （11）市町村被保険者ID連携ファイル（※国保連合会）	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（右記の内容を追記）	（別表第二における情報提供の根拠） ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　無し ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（30項については主務省令無し） 第1条第1号、2号イ、第2条第4号、5号イ、8号イ、9号、10号イ、11号イ、17号イ、第3条第1号、5号、6号イ、9号イ、10号、11号イ、12号イ、第4条第1号、2号イ、第5条第1号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、第10条の2第2号、第11条の2第2号、第19条第1号イ、第20条第9号イ、第22条の2、第24条の2第2号イ、3号、4号、5号、7号、8号、9号、第25条第3号イ、4号、5号、7号ロ、8号イ、第31条の2第4号イ、5号イ、6号、7号、9号イ、10号イ、第33条第1号、第43条第3号イ、4号、5号イ、7号、第44条第1号イ、2号、3号、4号、5号、6号、第46条第1号、3号、4号、5号、6号、7号、第55条の2第1号イ、2号、3号、4号 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の3第1号、第15条第1号、第49条第2号イ、第53条第1号イ、2号イ、5号イ ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第8条第3号 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報	事後	
平成30年10月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（右記の内容を追記）	（別表第二における情報照会の根拠） ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20条第8号 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第25条 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第25条の2第1号 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第26条 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　無し	事後	
平成30年10月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2018/4/1	平成30年7月31日　時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2018/4/1	平成30年7月31日　時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成31年4月1日	Ⅳ　リスク対策	―	「Ⅳ　リスク対策」の追加	事後	特定個人情報保護評価の基礎項目評価書の様式の変更
平成31年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	（※「変更後の記載」欄の内容を追記）	療養の給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務（国保連への委託）	事後	追記
令和2年4月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	（※「変更後の記載」欄の内容を追記）	＜オンライン資格確認に関する事務＞ オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用できるようにするために、以下の事務を行う。 ①国保連合会から再委託を受けた国保中央会が、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行う（熊谷市の被保険者及び世帯構成員の資格情報を、国保連合会経由で、医療保険者等向け中間サーバー等へ提供する。）。 ②熊谷市から委託を受けた支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行う（情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、熊谷市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。）。なお、オンライン資格確認等システム内の情報は、特定個人情報ではない。 ※国民健康保険法第45条第5項等及び同法第113条の3に基づき、市町村は、国保連合会又は支払基金と委託契約を締結することにより、国民健康保険関係事務及びオンライン資格確認関係事務の一部を委託することができる。さらに、番号利用法第10条の規定に基づき、市町村の許諾を得た場合に限り、国保連合会は、国保中央会に特定個人情報の取扱いの再委託が可能であり、この再委託により、国保中央会がオンライン資格確認関係事務を実施することが可能となる。熊谷市は、番号利用法第10条及び第11条の規定に従い、適切に委託を行う。	事前	令和3年10月開始予定のオンライン資格確認等のための追記
令和2年4月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	（※「変更後の記載」欄の内容を追記）	12. 医療保険者等向け中間サーバー及びオンライン資格確認等システム（※国保中央会及び社会保険診療報酬支払基金）	事前	令和3年10月開始予定のオンライン資格確認等のための追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅰ　関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(※「変更後の記載」欄の内容を追記)	(12)オンライン資格確認等用ファイル(※国保中央会及び社会保険診療報酬支払基金)	事前	令和3年10月開始予定のオンライン資格確認等のための追記
令和2年4月1日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(※全体を「変更後の記載」欄のとおり変更)	1　個人番号利用の根拠 番号利用法第9条第1項(個人番号の利用範囲)、同法別表第一及び別表第一主務省令	事後	別表第一主務省令の条番号等の修正
令和2年4月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(※全体を「変更後の記載」欄のとおり変更)	[redacted] 情報連携(情報提供及び情報照会)の根拠 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、同法別表第二及び別表第二主務省令 2　情報提供の根拠詳細 第三欄(情報提供者)及び第四欄(特定個人情報)に以下が含まれる項 ①第三欄:「市町村長」 　第四欄:「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 46項　主務省令未制定 ②第三欄:「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」 　第四欄:「医療保険給付関係情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 1項　第1条 第1号、2号イ 2項　第2条 第3号イ、4号、5号イ、7号イ、8号イ、10号イ、11号イ、17号イ 3項　第3条 第4号イ、5号、6号イ、8号イ、9号イ、10号、11号イ、12号イ 4項　第4条 第1号、2号イ 5項　第5条 第3号、4号、5号、6号、7号、8号イ、9号イ、10号 9項　第8条 第1号ハ 26項　第19条 第1号イ 27項　第20条 第9号ハ、10号イ 30項　主務省令未制定	事前	新型コロナウイルスへの対応に伴う国民健康保険における傷病手当金の支給に関する情報提供についての追記、その他別表第二主務省令の条番号等の修正
令和2年4月1日	同上	同上	33項　第22条の2 第2号、3号イ 39項　第24条の2 第2号イ、3号イ、4号イ、5号、8号イ、9号イ 42項　第25条 第2号イ、3号イ、8号イ 58項　第31条の2 第3号イ、4号イ、5号イ、6号、9号イ、10号イ 62項　第33条 第1号 80項　第43条 第2号イ、3号イ、5号イ、7号 87項　第44条 第1号イ、2号イ、3号イ、4号イ、5号イ、6号イ 93項　第46条 第1項第1号、3号、4号、5号、6号、7号 120項　第59条の3 第1号ハ、2号ハ、3号イ、4号 ③第三欄:「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 17項　第12条の3 第1号 106項　第53条 第1号イ、2号イ ④第三欄:「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 22項　第15条 第1号 97項　第49条 第2号イ	事前	同上
令和2年4月1日	同上	同上	⑤第三欄:「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 88項　主務省令未制定 ⑥第三欄:「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「他の法令による給付の支給に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 9項　第8条 第3号 12項　第10条の2 第2号 15項　第11条の2 第2号 78項　第41条の2 第3号(※国民健康保険法第58条第2項の傷病手当金) ⑦第三欄:「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 109項　第55条の2 第1号イ、2号イ、3号イ、4号イ	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	同上	同上	3　情報照会の根拠詳細 第一欄(情報照会者)及び第二欄(事務)に以下が含まれる項 ①第一欄:「市町村長」 　第二欄:「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 27項　第20条 第9号 ②第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 　第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 42項　第25条 第1号、2号、3号、4号、5号、8号、9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号 ③第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 　第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 43項　第25条の2 第1項	事前	同上
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月１日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(右記の内容を追記)	＜公金受取口座登録制度に関する事務＞ 公金受取口座登録制度の開始に伴い、国保給付申請があった被保険者の公金受取口座情報を、本人同意に基づき、情報照会により取得する。 ①国保給付申請(被保険者→市) ②情報照会(市→デジタル庁)、及び、取得した公金受取口座情報の入力・管理 ③被保険者への給付金の支給(市→被保険者) ※R4.10より試行運用開始(予定)、R5.1より本格運用開始(予定)。※あくまでもR4.4.1時点での予定。	事前	公金受取口座登録制度の開始に伴う国保給付事務の情報照会パターンの追加対応
令和4年4月1日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(※全体を「変更後の記載」欄のとおり変更)	1　情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携(情報提供及び情報照会)の根拠 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、同法別表第二及び別表第二主務省令 2　情報提供の根拠詳細 第三欄(情報提供者)及び第四欄(特定個人情報)に以下が含まれる項 ①第三欄:「市町村長」 　第四欄:「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 46項　主務省令未制定 ②第三欄:「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」 　第四欄:「医療保険給付関係情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 1項　第1条 第1号、2号イ 2項　第2条 第4号イ、5号、6号イ、8号イ、9号イ、12号イ、13号イ、19号イ 3項　第3条 第5号イ、6号、7号イ、9号イ、10号イ、12号、13号イ、14号イ 4項　第4条 第1号、2号イ 5項　第5条 第3号、4号、5号、6号、7号、8号イ、9号イ、10号 9項　第8条 第1号ハ	事前	公金受取口座登録制度の開始に伴う国保給付事務の情報照会パターンの追加対応及び番号利用法別表第二主務省令改正対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	同上	同上	26項　第19条 第1号イ 27項　第20条 第20号 30項　主務省令未制定 33項　第22条の2 第2号、3号イ 39項　第24条の2 第4号イ、5号イ、6号イ、7号、11号イ、12号イ 42項　第25条 第2号イ、3号イ、10号イ 58項　第31条の2の2 第5号イ、6号イ、7号イ、8号、12号イ、13号イ 62項　第33条 第1号 80項　第43条 第2号イ、3号イ、5号イ、7号 87項　第44条 第1号イ、2号イ、3号イ、4号イ、5号イ、6号イ 93項　第46条 第1項第1号、3号、4号、5号、6号、7号 120項　第59条の3 第1号ハ、2号ハ、3号イ ③第三欄:「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 17項　第12条の3 第1号イ 106項　第53条 第1号イ、2号イ	事前	同上
令和4年4月1日	同上	同上	④第三欄:「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 22項　第15条 第1号 97項　第49条 第2号イ ⑤第三欄:「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 88項　主務省令未制定 ⑥第三欄:「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「他の法令による給付の支給に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 9項　第8条 第3号 12項　第10条の2 第2号 15項　第11条の2 第2号 78項　第41条の2 第3号(※国民健康保険法第58条第2項の傷病手当金)	事前	同上
令和4年4月1日	同上	同上	⑦第三欄:「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 109項　第55条の2 第1号イ、2号イ、3号イ、4号イ 3　情報照会の根拠詳細 第一欄(情報照会者)及び第二欄(事務)に以下が含まれる項 ①第一欄:「市町村長」 　第二欄:「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 27項　第20条 第19号、20号 ②第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 　第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 42項　第25条 第1号、2号、3号、4号、5号、9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号、17号、18号 ③第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 　第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 43項　第25条の2 第1項	事前	同上
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	熊谷市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以後「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	熊谷市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以後「番号利用法」という。)及び個人情報の保護に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	本市の個人情報保護条例の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行(令和5年4月1日施行)への対応
令和5年4月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(右の内容を追記)	＜オンライン申請受付事務＞ 市民の利便性向上のため、被保険者証再発行事務において、埼玉県市町村電子申請共同システムを利用したオンライン申請の受付けを実施。 市民は、申請時に、マイナンバーカードの電子署名用電子証明書を用いた本人署名を実施。 本市は、申請データ受領時に、個人番号利用事務系の環境下で、署名検証を実施。	事後	被保険者証再発行事務のオンライン申請への対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	（右の内容を追記）	＜国保情報集約システム等のクラウド化対応＞ 「国保情報集約システム（及び国保総合システム）に関しては、令和5年度末までを目途に、国保中央会により、システム更改及びクラウド化が予定されている。 「クラウドサービス」とは、「事業者等によって定義されたインタフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるもの」であり、当該システムの形態はPaaSを想定している。 クラウドサービス事業者は、特定個人情報ファイル等を取り扱わないため、番号利用法上の個人番号利用事務等の受託者にはあたらないが、当該サービス利用に関して、国保中央会及び国保連合会とともに、適切な契約の締結及びアクセス制御等の安全管理措置を実施する。また、必要に応じて、特定個人情報ファイル等の保管等について、監査報告書等により把握する。	事後	国保情報集約システム等のクラウド化への対応
令和5年4月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険税システム 2. 国保資格管理システム 3. 前期高齢者システム 4. 国保滞納対策システム 5. 国保給付システム 6. 収納管理システム 7. 滞納整理システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 中間サーバー 10. 共通基盤システム（庁内連携システム） 11. 国保総合システム及び国保情報集約システム（※国保中央会） 12. 医療保険者等向け中間サーバー及びオンライン資格確認等システム（※国保中央会及び社会保険診療報酬支払基金）	1. 国民健康保険税システム 2. 国保資格管理システム 3. 前期高齢者システム 4. 国保滞納対策システム 5. 国保給付システム 6. 収納管理システム 7. 滞納整理システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 中間サーバー 10. 共通基盤システム（庁内連携システム） 11. 国保総合システム及び国保情報集約システム（※国保中央会） 12. 医療保険者等向け中間サーバー及びオンライン資格確認等システム（※国保中央会及び社会保険診療報酬支払基金） 13. 埼玉県市町村電子申請共同システム（※埼玉県）	事後	被保険者証再発行事務のオンライン申請への対応
令和5年4月1日	Ⅰ　関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	（1）国民健康保険税賦課情報ファイル （2）国民健康保険資格管理ファイル （3）前期高齢者管理ファイル （4）国保滞納対策資格状況履歴ファイル （5）国民健康保険給付管理ファイル （6）収納管理ファイル （7）資格情報（世帯）ファイル（※国保連合会） （8）資格情報（個人）ファイル（※国保連合会） （9）世帯所得区分情報ファイル（※国保連合会） （10）国保資格取得喪失年月日連携ファイル（※国保連合会） （11）市町村被保険者ID連携ファイル（※国保連合会） （12）オンライン資格確認等用ファイル（※国保中央会及び社会保険診療報酬支払基金）	（1）国民健康保険税賦課情報ファイル （2）国民健康保険資格管理ファイル （3）前期高齢者管理ファイル （4）国保滞納対策資格状況履歴ファイル （5）国民健康保険給付管理ファイル （6）収納管理ファイル （7）資格情報（世帯）ファイル（※国保連合会） （8）資格情報（個人）ファイル（※国保連合会） （9）世帯所得区分情報ファイル（※国保連合会） （10）国保資格取得喪失年月日連携ファイル（※国保連合会） （11）市町村被保険者ID連携ファイル（※国保連合会） （12）オンライン資格確認等用ファイル（※国保中央会及び社会保険診療報酬支払基金） （13）オンライン申請ファイル	事後	被保険者証再発行事務のオンライン申請への対応
令和5年4月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2　情報提供の根拠詳細 第三欄（情報提供者）及び第四欄（特定個人情報）に以下が含まれる項 ②第三欄：「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」 第四欄：「医療保険給付関係情報」 別表第二項番及び同主務省令：次のとおり 2項　第2条 第4号イ、5号、6号イ、8号イ、9号イ、12号イ、13号イ、19号イ 3項　第3条 第5号イ、6号、7号イ、9号イ、10号イ、12号、13号イ、14号イ 5項　第5条 第3号、4号、5号、6号、7号、8号イ、9号イ、10号 27項　第20条 第20号 93項　第46条 第1項第1号、3号、4号、5号、6号、7号	2　情報提供の根拠詳細 第三欄（情報提供者）及び第四欄（特定個人情報）に以下が含まれる項 ②第三欄：「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」 第四欄：「医療保険給付関係情報」 別表第二項番及び同主務省令：次のとおり 2項　第2条 第4号イ、5号、6号、7号イ、9号イ、10号イ、13号イ、14号イ、20号イ 3項　第3条 第5号イ、6号、7号、8号イ、10号イ、11号イ、13号、14号イ、15号イ 5項　第5条 第3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号イ、10号イ、11号 93項　第46条 第1号、3号、4号、5号、6号、7号	事後	法令の項号の修正
令和5年4月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	3　情報照会の根拠詳細 第一欄（情報照会者）及び第二欄（事務）に以下が含まれる項 ③第一欄：「市町村長又は国民健康保険組合」 第二欄：「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」 別表第二項番及び同主務省令：次のとおり 43項　第25条の2 第1項	3　情報照会の根拠詳細 第一欄（情報照会者）及び第二欄（事務）に以下が含まれる項 ③第一欄：「市町村長又は国民健康保険組合」 第二欄：「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」 別表第二項番及び同主務省令：次のとおり 43項　第25条の2 第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号	事後	法令の項号の修正
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月24日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	熊谷市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以後「番号利用法」という。）及び個人情報の保護に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・国民健康保険被保険者の資格に関すること。 ・国民健康保険給付に関すること。 ・国民健康保険の保健事業に関すること。 ・出産育児一時金及び葬祭費の支給に関すること。 ・国民健康保険税に関すること。 番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 療養の給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務（国保連への委託）	熊谷市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以後「番号利用法」という。）及び個人情報の保護に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・国民健康保険被保険者の資格に関すること。 ・国民健康保険給付に関すること。 ・国民健康保険の保健事業に関すること。 ・出産育児一時金及び葬祭費の支給に関すること。 ・国民健康保険税に関すること。 番号利用法に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 療養の給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務を実施する（国保連への委託）。	事前	改正番号利用法対応（令和6年5月27日施行）のための修正
令和6年5月24日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	＜オンライン申請受付事務＞ 市民の利便性向上のため、被保険者証再発行事務において、埼玉県市町村電子申請共同システムを利用したオンライン申請の受付けを実施。 市民は、申請時に、マイナンバーカードの電子署名用電子証明書を用いた本人署名を実施。 本市は、申請データ受領時に、個人番号利用事務系の環境下で、署名検証を実施。 ＜国保情報集約システム等のクラウド化対応＞ 「国保情報集約システム（及び国保総合システム）に関しては、令和5年度末までを目途に、国保中央会により、システム更改及びクラウド化が予定されている。 「クラウドサービス」とは、「事業者等によって定義されたインタフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるもの」であり、当該システムの形態はPaaSを想定している。 クラウドサービス事業者は、特定個人情報ファイル等を取り扱わないため、番号利用法上の個人番号利用事務等の受託者にはあたらないが、当該サービス利用に関して、国保中央会及び国保連合会とともに、適切な契約の締結及びアクセス制御等の安全管理措置を実施する。また、必要に応じて、特定個人情報ファイル等の保管等について、監査報告書等により把	＜オンライン申請受付事務＞ 市民の利便性向上のため、被保険者証再発行事務、限度額適用認定証・特定疾病療養受領証の再発行事務、国民健康保険資格関係届受付事務（※社会保険加入による国民健康保険脱退の場合に限る）において、埼玉県市町村電子申請共同システムを利用したオンライン申請の受付けを実施。 市民は、申請時に、マイナンバーカードの電子署名用電子証明書を用いた本人署名を実施。 本市は、申請データ受領時に、個人番号利用事務系の環境下で、署名検証を実施。 ＜国保情報集約システム等のクラウドシステムの利用＞ 「国保情報集約システム（及び国保総合システム）に関しては、令和5年度に、国保中央会により、システム更改及びクラウド化が実施されている。 クラウドサービス事業者は、特定個人情報ファイル等を取り扱わないため、番号利用法上の個人番号利用事務等の受託者にはあたらないが、当該サービス利用に関して、国保中央会及び国保連合会と、適切な契約の締結及びアクセス制御等の安全管理措置を実施している。また、特定個人情報ファイル等の保管等について、定期的に報告書を受けている。	事後	オンライン申請受付事務の増加に伴う追記 国保情報集約システム等のクラウド化が予定どおり実施されたことに伴う修正
令和6年5月24日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	1　個人番号利用の根拠 番号利用法第9条第1項（個人番号の利用範囲）、同法別表第一及び別表第一主務省令 2　根拠詳細 第一欄（行政事務を処理する者）及び第二欄（事務）に以下が含まれる項 ①第一欄：「都道府県知事又は市町村長」 　第二欄：「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査に関する事務」 別表第一項番及び同主務省令：次のとおり 16項　第16条 ②第一欄：「市町村長又は国民健康保険組合」 　第二欄：「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務」 別表第一項番及び同主務省令：次のとおり 30項　第24条 第1号、2号、3号、4号、5号、7号、8号	1　個人番号利用の根拠 ①番号利用法第9条第1項 ②同法別表主務省令（「法別表の主務省令で定める事務を定める命令」） 2　根拠詳細（同法別表の項番、同法別表主務省令の条） 第一欄（行政事務を処理する者）及び第二欄（個人番号利用事務）に以下が含まれる項 ①第一欄：「都道府県知事又は市町村長」 　第二欄：「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査に関する事務」 24項　第16条 ②第一欄：「市町村長又は国民健康保険組合」 　第二欄：「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務」 44項　第24条	事前	改正番号利用法対応（令和6年5月27日施行）のための修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月24日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1　情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携(情報提供及び情報照会)の根拠 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、同法別表第二及び別表第二主務省令 2　情報提供の根拠詳細 第三欄(情報提供者)及び第四欄(特定個人情報)に以下が含まれる項 ①第三欄:「市町村長」 　第四欄:「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 46項　主務省令未制定 ②第三欄:「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」 　第四欄:「医療保険給付関係情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 1項　第1条 第1号、2号イ 2項　第2条 第4号イ、5号、6号、7号イ、9号イ、10号イ、13号イ、14号イ、20号イ 3項　第3条 第5号イ、6号、7号、8号イ、10号イ、11号イ、13号、14号イ、15号イ 4項　第4条 第1号、2号イ 5項　第5条 第3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号イ、10号イ、11号 9項　第8条 第1号ハ 26項　第19条 第1号イ 30項　主務省令未制定 33項　第22条の2 第2号、3号イ 39項　第24条の2 第4号イ、5号イ、6号イ、7号、11号イ、12号イ 42項　第26条 第2号イ、3号イ、10号イ 58項　第31条の2の2 第5号イ、6号イ、7号イ、8号、12号イ、13号イ 62項　第33条 第1号 80項　第43条 第2号イ、3号イ、5号イ、7号 87項　第44条 第1号イ、2号イ、3号イ、4号イ、5号イ、6号イ 93項　第46条 第1号、3号、4号、5号、6号、7号 120項　第59条の3 第1号ハ、2号ハ、3号イ ③第三欄:「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 17項　第12条の3 第1号イ 106項　第53条 第1号イ、2号イ ④第三欄:「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 22項　第15条 第1号 97項　第49条 第2号イ ⑤第三欄:「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 88項　主務省令未制定 ⑥第三欄:「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「他の法令による給付の支給に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 9項　第8条 第3号 12項　第10条の2 第2号 15項　第11条の2 第2号 78項　第41条の2 第3号(※国民健康保険法第58条第2項の傷病手当金) ⑦第三欄:「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 109項　第55条の2 第1号イ、2号イ、3号イ、4号イ 3　情報照会の根拠詳細 第一欄(情報照会者)及び第二欄(事務)に以下が含まれる項 ①第一欄:「市町村長」 　第二欄:「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 27項　第20条 第19号、20号	1　情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携の根拠 ①番号利用法第19条第8号 ②同法主務省令(「法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」) 2　情報提供の根拠詳細(同法主務省令第2条の表の項番、同法主務省令の条) 第三欄(情報提供者)及び第四欄(利用特定個人情報)に以下が含まれる項 ①第三欄:「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」 　第四欄:「医療保険給付関係情報」 2項　第4条 、 3項　第5条 、 6項　第8条 、 13項　第15条 42項　第44条 、 48項　第50条 、 56項　第58条 、 65項　第67条 69項　第71条 、 83項　第85条 、 87項　第89条 、 115項　第117条 125項　第127条 、 131項　第133条 、 158項　第160条 161項　第163条 、 164項　第166条 、 165項　第167条 166項　第168条 、 173項　第175条 ②第三欄:「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」 27項　第29条 、 141項　第143条 ③第三欄:「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」 38項　第40条 、 137項　第139条 ④第三欄:「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「他の法令による給付の支給に関する情報」 2項　第4条 、 3項　第5条 、 6項　第8条 、 13項　第15条 16項　第18条 、 19項　第21条 、 70項　第72条 、 111項　第113条 116項　第118条 、 131項　第133条 、 146項　第148条 、 158項　第160条 ⑤第三欄:「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」 　第四欄:「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」 145項　第147条 3　情報照会の根拠詳細(同法主務省令第2条の表の項番、同法主務省令の条) 第一欄(情報照会者)及び第二欄(特定個人番号利用事務)に以下が含まれる項 ①第一欄:「市町村長」 　第二欄:「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」 48項　第50条 ②第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 　第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」 69項　第71条 ③第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 　第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」 70項　第72条	事前	改正番号利用法対応(令和6年5月27日施行)のための修正
令和6年5月24日	同上			事前	改正番号利用法対応(令和6年5月27日施行)のための修正
令和6年5月24日	同上			事前	改正番号利用法対応(令和6年5月27日施行)のための修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月24日	同上	②第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 42項　第25条 第1号、2号、3号、4号、5号、9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号、17号、18号 ③第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」 別表第二項番及び同主務省令:次のとおり 43項　第25条の2 第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号	―	事前	改正番号利用法対応(令和6年5月27日施行)のための修正
令和6年5月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年5月24日 時点	事前	改正番号利用法対応(令和6年5月27日施行)のための修正
令和6年5月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年5月24日 時点	事前	改正番号利用法対応(令和6年5月27日施行)のための修正
令和6年11月1日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	―	＜標準準拠システムへの移行(令和7年1月14日切替予定)＞ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、既存の住民情報系システムを国の標準仕様書に準拠したシステムに改修した上で、ガバメントクラウド上へ移行する(令和7年1月14日の予定)。なお、標準化対応に伴い、特定個人情報ファイル内の項目は変更となるが、事務、システム構成及び特定個人情報ファイルの種類に変更はない。	事前	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づくシステム標準化対応のための再評価(標準準拠システムへの切替予定日:R7.1.14)
令和6年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年5月24日 時点	令和6年11月1日 時点	事前	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づくシステム標準化対応のための再評価(標準準拠システムへの切替予定日:R7.1.14)
令和6年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年5月24日 時点	令和6年11月1日 時点	事前	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づくシステム標準化対応のための再評価(標準準拠システムへの切替予定日:R7.1.14)
令和6年11月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	―	選択:十分である」 判断の根拠:「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守している。なお、市町村は住民基本台帳事務において適切にマイナンバーが紐付いているため、国民健康保険に関する事務においてマイナンバーの紐付け登録をするのは住民登録外の者に国民健康保険の資格を付ける場合のみ。申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ住基ネット照会を実施するが、その際、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。・複数人での確認や所属長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残す。	事前	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づくシステム標準化対応のための再評価(標準準拠システムへの切替予定日:R7.1.14)
令和7年4月1日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	標準準拠システムへの移行(令和7年1月14日切替予定)	標準準拠システムへの移行(令和7年1月14日切替)	事後	
令和7年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2024/11/1	2025/4/1	事後	
令和7年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2024/11/1	2025/4/1	事後	
令和7年5月30日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和7年5月30日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務概要	＜オンライン申請受付事務＞ 市民の利便性向上のため、被保険者証再発行事務、限度額適用認定証・特定疾病療養受領証の再発行事務、国民健康保険資格関係届受付事務（※社会保険加入による国民健康保険脱退の場合に限る）において、埼玉県市町村電子申請共同システムを利用したオンライン申請の受付けを実施。	＜オンライン申請受付事務＞ 市民の利便性向上のため、被保険者資格確認書等再発行事務、限度額適用認定証・特定疾病療養受領証の再発行事務、国民健康保険資格関係届受付事務、高額療養費支給申請事務、葬祭費支給申請事務、非自発的失業者及び産前産後期間に係る国民健康保険税の減免手続きにおいて、マイナポータルを利用したオンライン申請の受付けを実施。	事後	
令和8年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 3．重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和8年4月1日	Ⅲ　しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和8年4月1日	Ⅳ　リスク対策 1．提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	